

事 務 連 絡

平成21年5月21日

各都道府県総務部

(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各都道府県人事委員会事務局

各指定都市総務局

(人事担当課扱い)

各指定都市人事委員会事務局

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱い等について

標記について、人事院から各府省に対し、別添のとおり新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いが通知され、併せて、新型インフルエンザ等感染症の国内発生に当たっての職員の出勤に関する現段階における取扱いについて事務連絡が出されたので、参考までに送付します。  
なお、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知願います。

問い合わせ先

公務員課公務員第四係 森尾・石崎

電話 03-5253-5544 (直通)